

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

NO	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
地域における顧客サービスの維持・確保に向けた取組の推進に係る監督指針の改正関係		
1	今般の監督指針改正は、地域金融機関の店舗再編等を抑制するような趣旨ではなく、地域の人口減少や地域金融機関を取り巻く競争環境の激化等を踏まえて、店舗ネットワーク等の再編にあたっての留意点を整理することで、地域金融機関の経営判断に基づく店舗再編等を後押しいただく趣旨であるという理解でよい。	ご理解のとおりです。
2	「店舗ネットワークの再編等の検討を進める際に、顧客サービスの維持・確保に向けた取組等を進めることが期待されている」とあるが、例示されているような取り組みは、店舗再編時に必ず取り組まなければならないものではなく、改正案2-13-1にもあるとおり、あくまで各金融機関が採算性やリソース等を踏まえて取り組みの可否を判断するものであるという理解でよい。	ご理解のとおりです。
3	共同店舗において、同一拠点に複数支店が同居する場合、「同じ場所＝同じ支店」との誤認により、振込時の支店選択ミスが発生しています。 実際に、支店を誤認した利用者よりうかがった支店名があやまっており、振込ミスが生じた事例もあります。そのため利用者および金融機関双方の負担となっています。 顧客利便性の維持の観点から、店舗入口等への「共同店舗（〇〇支店・△△支店）」の明示や、支店名・支店コードの分かりやすい表示など、誤認防止に向けた案内方法について一定の指針・ガイドラインをご検討いただければ幸いです。	貴重なご意見ありがとうございます。 誤認防止のための表示・案内については、監督指針の「利用者保護等」の項目において、お示ししております。

NO	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
早期警戒制度の見直しに係る監督指針の改正関係		
4	「持続可能性」という言葉が盛り込まれているが、ならばきちんと国連の指導する SDGs 指針を 取り入れるべきだろう。 昨今、国策事業・自治体事業において、度々指名停止を受けている様なゼネコンが 頻繁に入札・任意指名を受けている。 この様な企業に 融資・取引をする事は、持続可能性を損なうものである。 SDGs 指針には、汚職・（企業政治献金を含む）賄賂による取引の禁止、不正な戦争武器売買の禁止、人身売買・搾取労働・児童労働の禁止、公共の利益に反した 情報非開示の禁止（いわゆる「黒塗り」情報開示の禁止）などが定められている。 たとえ社会的に知名度が有る企業・入札を受けている企業であっても、その様な問題企業との取引には 何らかの制限を設けるべきではないのか。	貴重なご意見として承ります。
5	どこかの金融機関に対して、最低所要自己資本比率を下回ることが予想されることを理由として業務停止命令を発するのであれば、その前提として、現に下回っているすべての預金取扱金融機関に業務停止命令をしていることが必要なのではないか。行政裁量として、仲良しの信用金庫は所要自己資本比率を割っていても業務停止命令を発しないけど、仲良しじゃない信用金庫は規制比率を割る予想だから業務停止命令を発するという状況は受け入れられない。	今般の早期改善制度の見直しは、ストレステストによって銀行等が所要自己資本比率を下回る蓋然性が高いと認められる場合に、業務停止命令を発出することを定めるものではありません。 なお、所要自己資本比率を下回った銀行等に対しては、銀行法第 26 条第 2 項に基づく早期是正措置によって監督上の対応を行うこととなりますが、その際は、当該銀行等の自己資本比率等の状況に応じて、段階的に措置を取ることとされております。

NO	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
6	「将来の人口動態」に係る合理的なシナリオに基づく検証については、不利益処分（業務改善命令等）に繋がる行政行為であることから、（行政手続法等を踏まえ）予見可能性を高めるべく、合理的なシナリオの設定に際して当局が用いる具体的な「指標」や「閾値（将来の見通し期間と変化幅）」「統計データ名」等について（網羅的に明示すべきとは言いませんが）、ポイントとなる指標や閾値について、監督指針の中に具体的に「例示」しては如何でしょうか。 （注）例えば、貸出金と強い相関があると言われる将来の「生産年齢人口」や、預金の流出と関係のありそうな「高齢化率」が、どの程度の変化が見込まれる場合に、深度ある検証を行うのか、等	「合理的なシナリオ」については、将来の人口動態や金利変動等について定量的なデータに基づいた説得性のあるものとする予定ですが、その具体的な内容に関しては、その時点の経営環境や市場の状況等を踏まえ設定されるものであり、また、基準や指標、計算方法等を示した場合、基準に該当する銀行等に無用の風評が生じるおそれもあることから、例示や指標の定義を含め、お示ししておりません。 なお、Ⅱ－２－３－３（３）の段階で金融機関にヒアリングする際には、金融機関の納得感を得ながら進めていくことが重要であるため、Ⅱ－２－３－３（２）の段階での当局の分析結果を示しながら行ってまいります。
7	「将来の人口動態」とは、対象金融機関が本店を置く都道府県の人口なのか、営業所等を置く市町村の人口なのか、営業所等を置く都道府県の人口なのか、具体的にどの地域を指すのでしょうか（多くの地域銀行は東京支店を有していますが、その場合は、東京都も加味して良いのでしょうか。それとも、本店を置く都道府県のみ将来の人口動態に限定するのでしょうか）。 また、信金や信組など協同組織金融機関については更に地域が限定されていますが、信金等における「将来の人口動態」とは、当該信金等が事務所を置く市町村の人口なのか、定款に記載している地区の人口なのか、それとも、本店を置く都道府県の人口なのでしょうか。	
8	現状の経営資源（店舗配置、人員等）を前提として将来の人口動態を勘案すれば、多くの地域金融機関においてダウンサイジング（店舗統廃合や人員削減、外部連携等）を余儀なくされると見込まれますが、将来の人口動態に係る検証（対話）において、金融機関側から「人口	個別の金融機関との対話は、当該金融機関の経営環境やビジネスモデル等を踏まえて行われるものであり、当局としてのスタンスを一概にお示しすることは困難です。

NO	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
	増加地域（又は人口減少の緩やかな地域）への店舗・人員の重点配置や地区拡張等が盛り込まれた経営計画」について説明がなされた場合、当局はどのようなスタンスで臨まれるのでしょうか。	
その他		
9	今回の改正案は、地域における顧客サービスの維持・確保に向けた取組、早期警戒制度の見直し、自己資本比率規制関係の制度整備等を主な内容とするものと理解しています。 地域金融機関は、預金、融資、決済、本人確認、口座情報、取引履歴、相続、事業者情報、保証、担保、信用情報など、地域住民や中小企業の生活・経営に深く関わる重要情報を取り扱っています。こうした情報が漏えいした場合、なりすまし、詐欺、不正送金、信用毀損、事業上の被害などにつながる可能性があり、地域金融機関の信頼や顧客サービスの維持にも大きな影響を与えと考えます。 近年は、ランサムウェア、内部不正、委託先・再委託先からの流出、クラウド設定不備、端末紛失、外部記憶媒体の紛失、生成 AI を利用した流出情報の分析・悪用など、情報漏えいの経路と被害の広がり方が複雑化しています。 そのため、地域金融機関の顧客サービス維持・業務継続・リスク管理を考える際には、従来の「侵入を防ぐ」「アクセス権限を管理する」「ログを取得する」「暗号化する」といった対策に加え、万一データが外部に流出した場合でも、流出したデータ単体では意味を持たず、復元・悪用されにくい状態にしておく「漏えい時の被害最小化」の観点を、監督上の着眼点としてより明確に位置付けるべきだと考えます。 暗号化は重要な基礎対策ですが、どの情報を暗号化対象とするかの	貴重なご意見として承ります。

NO	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
	判断、鍵の管理、権限設定、運用ルールの徹底などに人が関与します。そのため、設定ミス、鍵管理の不備、誤送信、端末紛失、外部記憶媒体の紛失、委託先での取扱いミスなど、人が介在することによる漏えいリスクを完全に防ぐことは難しいと考えます。 また、地域金融機関では、システム共同化、外部委託、クラウド利用、フィンテック企業との連携、事務集中、営業店端末の利用など、情報が複数の環境をまたいで扱われる場面が増えていると考えられます。こうした環境では、委託先や一部システム、端末、バックアップ環境からの流出を想定し、漏えい時の被害を最小化する設計が重要です。 つきましては、監督指針において、地域金融機関の顧客サービス維持、業務継続、システムリスク管理、委託先管理、サイバーセキュリティ対策を確認する際に、以下の観点を検討対象に含めることを要望します。 1. 顧客情報、本人確認情報、口座情報、取引履歴、融資関連情報等について、流出したデータ単体では意味を持たず、復元・悪用されにくい状態にする「データ無意味化」「秘密分散」「分散保管」等の技術的対策を検討対象に含めること。 2. 委託先、再委託先、クラウド環境、共同センター、バックアップ環境、営業店端末、外部記憶媒体等からの流出を想定し、漏えい時の被害を最小化する設計を、システムリスク管理及び委託先管理の着眼点に含めること。 3. 暗号化、アクセス制御、認証、ログ監視、バックアップ等の従来対策に加えて、「データそのものを、外部に出ても単体では悪用されに	

NO	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
	くい状態にする」という観点を、地域金融機関の重要情報保護の選択肢として位置付けること。 4. 生成 AI 時代には、流出した情報の名寄せ、分析、詐欺・なりすましへの悪用が従来より容易になる可能性があるため、情報漏えい後の被害拡大を抑える設計を、顧客保護及び金融サービスの信頼維持の一部として重視すること。 5. 将来的な量子コンピューター時代の暗号危殆化や、耐量子暗号への移行負荷も踏まえ、暗号方式だけに依存しない多層的なデータ保護を検討すること。 特定の企業や製品の採用を求めるものではありません。秘密分散、データ無意味化、分散保管といった技術カテゴリを、地域金融機関における重要顧客情報の保護、委託先管理、サイバーセキュリティ、業務継続、顧客サービス維持のための選択肢として、監督上の着眼点に含めていただきたいという趣旨です。 地域金融機関は、地域住民や中小企業にとって重要な社会インフラです。地域金融機関の健全性や顧客サービスの維持を図るうえでも、情報が漏えいしないことを前提にするだけでなく、万一漏えいしても被害を最小化できるデータ保護設計を重視していただくことを要望します。	